

予測できない「もしものケガ」…まさかの備えに

福祉共済の

ケガ共済 5つ星

「傷害補償共済Ⅲ」

がんばる企業の

安心基準

「日常生活中」「仕事中」
あんしんの**24時間保障**

日本国内はもちろん
海外でも

充実の入院保障

満85歳まで保障

神奈川県福祉共済協同組合は、
中小企業等協同組合法に基づき、
神奈川県より認可を受けた
共済事業協同組合です。

がんばる企業を応援します

神奈川県福祉共済協同組合



傷害補償共済Ⅲ [保障内容]

主契約 月額掛金		1名 1,500円	満15歳～満75歳		満76歳～満85歳	
			・日常生活中 ・危険の少ない 仕事中(A級)	・危険の大きい 仕事中(B級)	・日常生活中 ・危険の少ない 仕事中(A級)	・危険の大きい 仕事中(B級)
死亡したとき	死亡共済金	1,000万円	500万円	150万円	75万円	
重大な障害 が残ったとき	後遺障害共済金 (第1級～第14級)	1,000万円 ～20万円	500万円 ～10万円	150万円 ～3万円	75万円 ～1.5万円	
入院したとき	入院共済金 (180日間)	日額 8,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	
	入院初期費用 共済金	50,000円	25,000円	25,000円	12,500円	
	手術共済金	50,000円	25,000円	25,000円	12,500円	
通院したとき	通院共済金 (往診と合わせて90日限度)	日額 3,000円	日額 1,500円	日額 1,000円	日額 500円	
往診を 受けたとき	往診共済金 (通院と合わせて90日限度)	日額 3,000円	日額 1,500円	日額 1,000円	日額 500円	

新安心入院特約 [保障内容]

特約 月額掛金		1名 500円	満15歳～満75歳	
			・日常生活中 ・危険の少ない 仕事中(A級)	・危険の大きい 仕事中(B級)
入院したとき	特約入院共済金 (180日間)	日額 10,000円	日額 5,000円	
	特約入院 初期費用共済金	50,000円	25,000円	
	特約手術共済金	50,000円	25,000円	

※危険の少ない仕事中(A級)、危険の大きい仕事中(B級)の詳細は、「職業・職務・作業分類表」をご参照ください。
 ※通院共済金または往診共済金は、事故の日から180日以内の通院または往診に対して合計90日分までの実日数を限度とします。
 ※通勤途上は日常生活中とみなします。
 ※新安心入院特約は、主契約に付帯される特約です。特約のみではご加入いただけません。また、満74歳までの方がご加入いただけ、加入後は満75歳まで継続可能です。

福祉共済の ケガ共済5つ星

ガンバル企業の5つの安心基準

★
1

24時間ケガの保障。

死亡・後遺障害から入院・手術・通院までを幅広く保障。



★
2

入院初期費用共済金をお支払い。

入院共済金とは別に、入院時にかかる諸費用の負担を軽減するため、入院初期費用共済金をお支払いします。



★
3

熱中症による障害を保障(業務中)。

年々増加する熱中症の被害に対し、業務(就業)中の熱中症による入院や、万一の死亡を保障します。



★
4

“新安心入院特約”で入院保障がさらに充実。

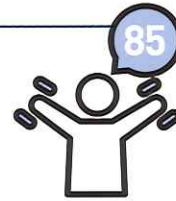
特約(月額掛金500円)付帯により、入院共済金・入院初期費用共済金・手術共済金が一層充実します。



★
5

満85歳まで 長期の保障を実現。

まだまだ元気で活躍していただくために、1年ごとの更新により、満85歳まで保障が続けられます。



傷害補償共済Ⅲ・新安心入院特約にご加入の場合のお支払い例

お支払い例① [主契約 + 特約]

Aさん
(35歳、調理師)

仕事中(A級:危険の少ない仕事中)に、足元が濡れていたため調理場で転倒し、右手関節骨折。



お支払い例② [主契約のみ]

Bさん
(45歳、クリーニング工)

仕事中(A級:危険の少ない仕事中)に、業務用乾燥機から洗濯物を取り出す際にバランスを失って転倒し、右ひざ半月板損傷。



お支払い例③ [主契約 + 特約]

Cさん
(50歳、不動産業)

自家用車で通勤中(通勤途上は日常生活中に含まれます)に、追突事故に遭い、頸髄損傷。



入院40日、通院55日
後遺障害第10級

入院共済金 (8,000円+10,000円)×40日
= 720,000円

入院初期費用共済金 50,000円+50,000円
= 100,000円

手術共済金 50,000円+50,000円
= 100,000円

通院共済金 3,000円×55日
= 165,000円

後遺障害共済金(第10級) 500,000円

お支払い共済金 **1,585,000円**

入院25日、通院48日

入院共済金 8,000円×25日
= 200,000円

入院初期費用共済金 50,000円

通院共済金 3,000円×48日
= 144,000円

お支払い共済金 **394,000円**

入院20日、通院45日
後遺障害第12級

入院共済金 (8,000円+10,000円)×20日
= 360,000円

入院初期費用共済金 50,000円+50,000円
= 100,000円

通院共済金 3,000円×45日
= 135,000円

後遺障害共済金(第12級) 300,000円

お支払い共済金 **895,000円**

以下はご契約に際しての重要事項です。必ずお読みいただいたうえでご契約ください。

ご契約に際して

契約者

神奈川県福祉共済協同組合(本組合)の組合員が契約者となります。組合員でない事業所は、「傷害補償共済Ⅲ」のご契約に際して本組合へご加入いただくこととなります。この場合、共済掛金とは別に出資金1,000円以上(出資金は1口100円で、最低1口以上)が必要になります。

被共済者(加入者)

契約者の事業主本人、役員または従業員で、契約日現在の年齢が満15歳から満80歳(新安心入院特約は満74歳)までの方がご加入いただけます。

ご契約の手続き

所定の共済契約申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください。ただし、被共済者1名につき1加入が限度となります。

共済金受取人

共済金の受取人は、本共済の申込時に共済契約申込書に、被共済者の同意を得て指定された者となります。ただし、共済金受取人を「被共済者の遺族」とした場合には、労働基準法施行規則第42条から第45条に規定する順位に従い共済金を支払います。

契約日(保障の開始)

共済契約申込書が毎月20日(本組合の休業日の場合は翌営業日)までに本組合に到着した場合、翌1日を新規契約の契約日とし、契約日の午前0時に保障が開始されます。

共済募集人(代理店を含みます)は、契約者と本組合の共済契約締結の媒介を行う者で、共済契約締結の代理権はありません。従いまして、共済契約は、契約者からの共済契約のお申込みに対して、本組合がその引受けを承諾したときに有効に成立します。

共済期間(保障期間)

契約日から翌年応当日の前日(満期日)までの1年間が共済期間となります。ただし、翌年以降のご契約につきましては、共済期間の満期日からその日を含めて30日前までに契約者または本組合のいずれか一方より別段の意思表示がない限り、自動的に更新されます。

保障の終了

(主契約) 被共済者が満85歳を迎えた直後の満期日をもって保障は終了します。

(特約) 被共済者が満75歳を迎えた直後の満期日をもって保障は終了します。

共済掛金の払込み

初回共済掛金は保障開始月の17日、2回目以降の共済掛金は毎月17日(振替日)にご指定の金融機関からの口座振替により払込みいただきます。(振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)

※初回共済掛金のお振替ができなかった場合、翌月振替日に2か月分の共済掛金をお振替いたします。ただし、当該振替ができなかった場合にはご契約を解除いたします。

共済契約証の発行

契約日(保障の開始)の当該月末までに発行します。

保障の主な内容

被共済者が共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害(ケガ)に対して以下の共済金をお支払いします。

また、就業中(通勤途上は含みません)に急激かつ外来の日射または熱射によって生じた障害に対しても以下の共済金(入院初期費用共済金は除きます)をお支払いします。

死亡共済金

事故の日からその日を含めて180日以内に、その事故によるケガを直接の原因として死亡された場合に所定の金額をお支払いします。

後遺障害共済金

事故の日からその日を含めて180日以内に、その事故によるケガを直接の原因として後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて所定の金額をお支払いします。

入院共済金

ケガの治療のため、医師の診断に基づき病院または診療所に入院した場合に、事故の日からその日を含めて180日以内の実入院日数に対して所定の金額をお支払いします。

入院初期費用共済金

入院共済金がお支払われる場合、1回の入院につき、所定の金額を1回お支払いします。

ただし、入院初期費用共済金がお支払われる場合であっても、その入院の直接の原因となった事故が同一であり、かつ、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した2回以上の入院は1回の入院とみなします。

※急激かつ外来の日射または熱射によって生じた障害により入院共済金がお支払われる場合であっても、入院初期費用共済はお支払いできません。

手術共済金

入院共済金がお支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けられた場合に、1事故につき1回のお支払いを限度として、所定の金額をお支払いします。※ただし、単なる皮膚縫合、抜釘術および検査のための手術は除きます。

通院共済金・往診共済金

ケガの治療のため、医師の診断に基づき病院または診療所に通院し、または往診を受けたときは、事故の日からその日を含めて180日以内の通院または往診に対して、合計90日分までの実日数を限度として所定の金額をお支払いします。

共済金をお支払いできない主な場合

- 契約者・被共済者・共済金受取人の故意または重大な過失
- 自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、自動二輪車、原動機付自転車もしくは船舶等を運転または操縦している間に生じた傷害
- 被共済者の疾病、脳疾患または心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- 被共済者に対する刑の執行
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 被共済者の入浴中の溺水
- 被共済者の誤嚥によって生じた肺炎
- 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒
- 被共済者が職業として組合が定める「特殊な危険」を有する職業、職務に従事している間に被った傷害
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の傷害

※このパンフレットは「傷害補償共済Ⅲ」の概要のご説明となります。ご契約に際しては、「傷害補償共済Ⅲ」の「重要事項説明書」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。なお、ご不明な点は本組合までお問い合わせください。

神奈川県福祉共済協同組合代理店

神奈川県福祉共済協同組合

〒231-8323 横浜市中区元浜町4-32

お問い合わせ / TEL.045-228-0774(代表)

<https://www.fukushikyosai.or.jp/>